

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社アメージング・ジャパン
有料職業紹介事業許可番号(13-ユ-309992)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種:全職種
- ・地域:国内

●手数料に関して

- ・求職者から徴収する手数料はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期雇用契の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (1年間未満の有期雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(最大1年間)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% ※手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% ※手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金(以下の成功報酬に充当できるものとする)2,000,000円 成功報酬 (雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期雇用契の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (1年間未満の有期雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(最大1年間)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% ※手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金(以下の成功報酬に充当できるものとする)1,000,000円 成功報酬

	(雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期雇用契の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35% (1年間未満の有期雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(最大1年間)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の35% ※手数料負担者は関係雇用主とします。
--	---

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関して

1. 当社は個人情報の適切な管理を確保するため、個人情報保護方針のもと、個人情報保護責任者を任命し(代表取締役)、職業紹介責任者と連携して管理を行っています。
2. 個人情報保護責任者は、個人情報を取り扱う役員及び従業員に対して、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、個人情報保護責任者および職業紹介責任者は、定期的に職業紹介責任者講習を受講するものとします。
3. 個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとします。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、個人情報保護責任者及び職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとします。
4. 求職者などの個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合は、職業紹介責任者が担当し、個人情報保護責任者管理のもと誠意をもって適切な処理をすることとします。

●苦情などのお問合せ先に関して

当社の業務に関しご不審な点がございましたら以下のお問合せ先までご連絡ください。

株式会社アメージング・ジャパン

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目2番3号霞が関コモンゲートアネックス2階

T E L:03-5005-0688

●返戻金制度に関して

当事業所は、返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度)は以下のとおり設定しています。

- ・就業開始後1ヶ月以内の自己都合退職の場合 … 70%払い戻し
- ・就業開始後3ヶ月以内の自己都合退職の場合 … 50%払い戻し